

## 教 育 委 員 会 議 事 録

(令和4年度 教育委員会 第2回定例会)

開会 令和4年5月10日(火)

閉会 令和4年5月10日(火)

午前9時00分

午前10時00分

場所 西宮市役所6階教育委員会会議室

出席委員	教育長 重松 司郎 委員 側垣 一也 委員 長岡 雅美 委員 藤原 唯人 委員 山本 幸夫	欠席委員		
会議に出席した職員	職	氏 名	職	氏 名
	教育次長	藤井 和重	地域学校協働課長	岡田 良一
	教育次長	漁 修生	地域学校協働課担当課長	後迫 竹宏
	教育総括室長	薩美 征夫	学校保健安全課長	濱本 新
	参与(人事担当)	八橋 徹	地域学校協働課係長	今福 功
	参与(教育政策推進担当)	岡崎 州祐	教育企画課係長	瀧井 佑介
	学校支援部長	吉田 巖一郎	教育総務課係長	大寺 修平
	学校教育部長	杉田 二郎		
	教育総務課長	竹村 一貴		
	教育企画課長	原田 博司		
学校給食課長	柏木 弘至			
署 名	教育長		委員	

## 付 議 案 件

### < 教育長報告 >

### < 議 題 >

- (審) 議案第3号 西宮市学校給食審議会委員の委嘱の件 [学校給食課]  
(審) 議案第4号 西宮市学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則制定の件  
[地域学校協働課 (放課後事業担当)]  
(審) 議案第5号 西宮市教育委員会事務事業評価アドバイザーの選任の件 [教育企画課]  
(審) 議案第6号 西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件 [地域学校協働課]  
(審) 議案第7号 西宮市いじめ防止等対策委員会委員委嘱の件 [学校保健安全課]

### < 一般報告 >

- 一般報告① 児童生徒の状況について 非公開 [学校保健安全課]

### < 資料による情報提供 >

- ・西宮市立総合教育センター附属西宮浜義務教育学校説明会の開催について [学校改革課]

以 上

傍 聴

0名

重松教育長	<p>ただいまより、令和4年度 第2回 教育委員会定例会を開催します。議事録署名委員には、側垣委員を指名します。よろしくお願いします。</p> <p>ここで、各委員に確認します。</p> <p>会議は公開が原則ですが、一般報告①は個人情報を含む案件であり、公開により率直な意見交換ができなくなる恐れがあるため、非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、非公開とします。</p> <p>審議の順番についてですが、公開案件から先に行い、続いて非公開案件に移りたいと思います。</p> <p>では、はじめに私から報告をさせていただきます。</p> <p>コロナが少し収まっていましたが、ゴールデンウィークが明けてどうなるかというのが、今週一週間の注目点かと思っています。</p> <p>学習指導要領が変わったことや、この2年間のコロナの影響を受け、学校のあり方について様々な議論がなされています。文科省の中央教育審議会でも、学校のあり方について考え直すべく、様々な審議がなされています。</p> <p>その中で、今までのように学校は、ただ学びの場であるだけではなく、現実の社会との関わりの中で毎日の生活を築き上げていく場であると言われていています。</p> <p>将来の変化を予測することが困難な時代の中、新しい学校の生活の姿と、求められる教育や授業の姿のあり方などを、探求していく必要があります。</p> <p>これらのことについて、文科省から意見が出てくるのではないかなと考えており、学校のあり方にも大きく影響すると思います。</p> <p>そんな中、子供の生活と学びについて、東京大学の社会科学研究所とベネッセの教育総合研究所が、「子供の生活と学び」についての実態調査を、2014年度から実施しています。</p> <p>子供たちの生活、学習、人間関係、価値観、自立の程度などに関する質問があります。その中で、コロナ禍で子供たちの学びの意欲が非常に落ちているという話が新聞に出ていました。この調査は、毎年7月から9月の間に、子供たちと保護者に郵送し、質問用紙を回収する方法をとっています。</p> <p>小学校1年生から3年生については、保護者が回答しており5,066人。小学校4年生から6年生は、4,430人、中学生は3,433人、高校生は2,669人、合わせて</p>

1万5,598人からの回答をまとめた結果になっています。

その調査の結果を見ると、一つは学校生活への意義についてであり、学校生活において「友達と過ごすことが楽しい」、「自分のクラスが好きだ」などを感じる子供は、小学校から高等学校までを合わせて大体8割から9割となっています。

一方、「授業が楽しい」、「先生は理解できない分からないところを教えてくれる」と感じる子供は、2019年度からだんだん減少傾向にあるという結果になっています。

他にも「学校に行きたくないことがある」という子供は、2019年度から2020年度にかけてはコロナ禍による休校の影響もあり減少したのですが、2021年度からは再び増加傾向にあります。要するに、行きたくないという子供も増えていて、これが最終的に不登校など、様々なところへ影響を与えていると思っています。

また、学校の授業の様子についてですが、2021年は、小中学校でパソコンやタブレットを使う授業が大幅に増加し、全ての学校で使用率が約8割を超え、小中学校の使用率が高校を上回ったという結果になっています。これはGIGAスクール構想による影響が大きいと言われています。

一方で調べ学習、観察・実験などのアクティブラーニングの授業は、2019年度に比べて、2020年度はかなり減少したようです。しかし、2021年度は回復傾向にあり、自分の学習方法やプロセスを振り返る授業は、この3年間で増加傾向にあります。

つまり、文部科学省の示すアクティブラーニングのようなものが、学校の中でかなり実践されているという結果になっています。

次に、学校で配付されるデジタル機器の家庭での使用についてですが、デジタル機器を家庭に持って帰っているのは小中学校で大体4割、高校で3割です。使い方としては、高校生はほとんど毎日、何らかの形で使用しており、平均使用時間も小中学校よりも長く、調べ学習やレポートを書くために使用しているようです。

一方、小中学校では、ドリル学習や発表用の資料のまとめに使用しているようです。

また、子供たちの体験活動についてですが、コロナの影響により、体験活動が非常に減っています。兵庫県で言えば、自然の中で思いきり遊ぶ自然学校や、美術館やスポーツ観戦、それから地域の行事に参加する機会が、2019年度と比較して減少傾向になっています。

特に減少幅が大きかったのは地域行事への参加で、小学校4年生から6年生では

8割減少という結果になっています。

今年はある程度コロナがおさまれば、また地域の行事に参加する子供たちは増えてくるのではないかと思います。

また、遠方への外出や、人の集まる場所での体験活動の減少が大きいという傾向にあり、コロナの影響の大きさがうかがえます。

他にも家庭での時間が増えたことで、今まで考える機会のなかった自分の進路を深く考え、疑問点を自分で深く調べたりする傾向も見られました。

特に、コロナにより今までは職場に行っていた父親や母親が、オンラインやリモートにより自宅で仕事をするので、お父さんやお母さんはこういう仕事をしているということが、子供たちに分かったという結果も出てきています。ある意味で、親の姿を見て子が育つということが、良い面として出てきているのかなと感じます。こういった影響もあり、子供が自分の進路を深く考えるようになったと考えられています。

次に学習への姿勢ですが、「勉強しようという気持ちがわからない」という項目では、2021年は54.3%となり、コロナ前よりも9.2ポイント上昇したと新聞に出ていました。段階別に見ると、小学校4年生から6年生が43.1%と、元年に比べると10ポイント増加し、中学生が58.6%と10.9ポイント増加しています。特に高校生は61.3%と、6.7ポイント増加しており、高校生において顕著な結果が出ています。

こういった傾向について東京大学の佐藤先生は、コロナ禍で友達との接触や遊びが制限され、給食時も黙食を求められるなど、学校生活の楽しさが減少し、勉強に対する意欲も低下したことが原因ではないかと分析されています。

一方で東京大学の脳科学の池谷先生は、同様の傾向について、意欲がなくなったり、やる気の低下の問題については、頭の中で考えるからやる気が起こらず、やる気というのは人間が作った虚構なのだとされています。

つまり、人間は行動を起こすことによってやる気が出てくるということです。仕事や勉強なども、やらないといけないとなると、当初は面倒だな、全然やる気が起こらないなど、頭で考えるからできないのであって、行動すれば、だんだんやる気が出てくるということです。要するに、脳が考えて動いているのではなく、身体が脳を刺激して動かして、やる気が起こらないのではなく、まずやるのが大切であり、行動することによって興味がわき、楽しくなってくるということなのです。

例えば、笑うということも、おかしいものを見てから笑うのではなくて、笑顔を

作ることによって楽しくなるし、笑えてくるのです。スポーツにおいても同様に、ガッツポーズをとることで、達成感がわいてくるのです。

つまり、感情や気分の起点は脳ではなく、身体なのだということを言っておられます。要するに、やる気が起こらないことを、やる気が起こらないと考えるのではなく、まずはやってみるということが大切だと言われています。

その上で、集中するためにはどうするかということですが、方法として、一つのことに視野を狭めて、対象に向けることが非常に大切です。例えば、目を閉じてテニスボールを頭の上に乗せて、ゆっくりと手を離して目を開けると、視野が狭くなり、頭頂部に意識が集中するので、目を開けた途端に目の前のタスクに自然と取りかかる状態ができるということです。人間はそもそも生きていくために、ほかの動物に襲われたりしないよう、周りに非常に神経を使っています。そのことにより、様々なことに意識が拡散してしまっているのですが、それを一つに集中することで、自然と集中してできるということです。

もう一つ大事なことは、一日のうちのこの時間にはこれをするという習慣づけをすることです。

顕著な例が、子供たちの歯磨きです。朝、夕方、特に夜寝る前に歯磨きをすることが習慣づけになっているので、子供たちは歯を磨かないと何となく口の中が気持ち悪いな、と感じます。そうなれば、自然と歯磨きをするようになります。

他にも6時に夕食を食べ、7時になったら勉強机に座って本や教科書を読む習慣を付ければ、自然と宿題をすることができるようになるのではないかとされています。

先ほどコロナ禍において、やる気が非常に薄れているという話をしましたが、そのことを逆手にとって時間を有効に使うことで、やる気も起こり、様々な興味がわいてくるということが言われているのです。

他には日本の子供たちは、自尊心が非常に弱いと言われています。

しかし、自尊心は小さいときは保護者、特に親からほめられたりすることで、高まるものです。そのため、そういうことを行い自尊心を高めてやる必要があると、心理学者の近藤さんは言われています。

自尊心は、人が穏やかに心の成長を遂げるために必要な感情で、自分というものに対して「自分には価値がある」、「自分は自分」と思えるということが大切なのです。自尊心には、基本的な自尊心と社会的な自尊心があります。基本的な自尊心は幼児期、要するに幼稚園とか小学校の低学年の間に育つものであり、その時期に育てておかないと、なかなかその自尊心というのは育っていき

ません。そのためには、親との五感を通じた触れ合いやスキンシップによって、自分というものに対する価値観や、自分は自分でいいという根源的なものをしっかり育ててやる必要があると言われてしています。

次に中学生ぐらいになると、今度は社会的自尊感情が育ちます。自分ができることが人の役に立っていることや、他人からほめられたりすることで、社会的な自尊感情が育ちます。ただし、基本的な自尊感情は永続的に育っていきませんが、社会的な自尊感情は、長続きしないという傾向があります。

つまり大事なことは、基本的な自尊感情をしっかり育てておかないと、大きくなったときに社会的な自尊感情が育ちませんし、感情が下がったときに、その基本的な自尊感情がしっかり育っていることによって、頑張ることができると言われてしています。

最後になりますが、2021年度に小中学校におけるデジタル教科書についての実証実験のアンケートをとっています。

文科省としては、令和7年度からデジタル教科書を導入したいと考えているようですが、これについては様々な意見があり、小中学生5万8,000人、教員13万6,000人にアンケート調査をしています。その中では、デジタル教科書を使うと情報が集めやすい、図や写真が見やすいという項目において、特に小学校の理科、中学校の美術で非常に高い数値が出ています。

一方で紙の教科書の利点としては、書き込みがしやすい、自分の学んだことを残しやすいという項目において、紙の教科書の方がデジタル教科書に比べて10から40ポイント高い結果になっています。

教員への調査では、54.4%が使わない週もあったという結果が出てきています。不便な点としては、条件が整理されていないとフリーズしたり、エラーが出てきたときに対処の仕方が分からないということであり、環境整備が非常に大切だということが見て取れます。

もう一つは、小学校高学年、中学生ぐらいになると、授業中に言われた用途と違うことに使うことがあり、そのことについて注意する必要があります。

また、全然違うページを見ていたり、途中で友達とメールをしたり、ゲームをしたりするため、見て回る際に注意しなければいけないという状況になり、活用の面で少し問題があると言われてしています。

つまり、教師としてはデジタル教科書、紙の教科書、どちらにしても使い方の問題が発生するので、デジタル教科書については特に反対ではなかったという結果になっています。

長岡教育委員	<p>コロナ禍における様々な調査がありますが、学校のあり方、学校の子供たちの生活のあり方についてのアンケートがあったため、報告させていただきました。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>この件に関して何かあれば、お願いしたいと思います。</p> <p>やる気の起点は身体にあるという部分なのですが、まずスイッチが入ってやるのが重要だと言っていて、そのためには生活のリズム、習慣を身につけるということだったのですが、コロナでこういった生活習慣自体が乱れているのではないかと思います。</p> <p>研究報告を読んでいると、早く寝る子、就寝時間が早い子は睡眠時間が長く、当たり前だと思うのですが、その子たちは起床時間も早いのです。</p> <p>反対に就寝時間が遅い子は、睡眠時間が短く、これも当たり前なのですが、起きる時間も遅くなります。例えば9時に寝る子供は、6時に起きる。早く起きるのだけれども9時間寝る。例えば11時に寝る子は、6時には起きられなくて7時まで寝てしまって、でも実際は8時間しか寝ていない。これは何が悪いかというと、遅く起きると朝食を抜いて学校へ行くことで、活動が後ろ倒しになっていき、ちょうど学校で勉強したり、体を動かしたりするときに、まだ体は眠っているということになるからです。</p> <p>早く起きる子は、なぜ早く起きるかということ、空腹なので早く目が覚めて、しっかり朝食もとって、学校へ行く。そうすると学校での学びもとても積極的だということでした。では、どうして早く寝られるかということ、また学校の生活の話に戻りますが、しっかり体を動かし、しっかり勉強するので、疲れ切っています。そして、早くおなかが空くので早くご飯を食べる。そして早くお風呂にも入るので、早く寝るという良い循環が起きます。一方でそうでない子供というのは、どんどん負のスパイラルに入っていきます。では何から始めればいいのかということですが、私たちの役割は、まずは学校の中でしっかり体を動かし、頭を使わせて活動量を上げていき、自然な本来の生活リズムに戻してあげることで、良い生活習慣を身につけさせてあげることが重要だと、教育長のお話を聞いて改めて思いました。</p>
藤原教育委員	<p>藤原です。長岡委員からご指摘のあったところと共通するのですが、とりあえず体を動かしてみるとやる気が生まれるということは、私たち大人も経験上知っていることで、何か嫌だなと思っている仕事もとりあえず始めてみると、意外と進</p>



山本教育委員	<p>んだという経験は、どなたも多かれ少なかれあるもので、子供たちもきっと一緒だと思います。</p> <p>ただ、家庭の中でそういう学習の習慣づけができているところは問題ないのですが、公教育としてすべきなのは、家庭の中でそういう習慣づけが期待できない家庭なのかなと思います。休校のときも、課題を抱えている家庭に特にしわ寄せが行ったという事情もありましたので、学校生活の中でそういうリズムを付け、習慣を付けてやるということが、非常に大切なのだろうということを改めて認識しました。</p> <p>以上です。</p> <p>今のお二人の話とも関係するのですが、やる気と学校のあり方についての話がありました。それを聞きながら「面白い学校」という言葉が浮かんできました。これが書名となった本が、いま注目を集めています。これは、広島県の教育の取り組みを書いたもので、子供が面白い学校を作るという本です。「面白い」は非常に平らな言葉なのですが、「面白い」という言葉で思い浮かぶのは、吉本興業です。吉本はお笑いのメッカだったのですが、第2の事業として教育にも進出してきていて、専門学校や高等学校など、学校も作っています。ここでの学びの内容も、まさに面白い学校なのです。</p> <p>要するに、スクーリングや通信で必要最低限の単位を取り、あとは自分がしたいこと、やりたいことを徹底的にするのです。</p> <p>これも、面白いことをまず徹底的にするという考えです。「面白い」ということをキーにして、民間企業が取り組み、公立の学校もこういう取り組みをしていこうとしています。公立ですから限界はあるにしても、示唆というのは一定与えられるのかなという気がしています。さらに言うと、吉本のこの高校の考え方というのは、話題になっているN校、ドワンゴのN校の発想と非常に近いのです。先ほどのやる気の話でいくと、授業を面白い子が減ってきているということも関係している気がするのですが、授業自体を子供が面白いと感じる感覚が、やはり減ってきている側面があるのだと思います。</p> <p>一言で言うと、自己選択や自己決定ということが少なく、子供の自由度が少ないのです。これに尽きるのだろうと思います。だからこそ、そういうことが少しでも加味されるような授業をどう作るか、学級をどう作るか、学校をどう作るかということが非常に大切になってくると思います。</p> <p>よく言われることですが、同じ内容を同じ方法で、同じペースでやってきている</p>
--------	---

側垣教育委員	<p>ことを、どれだけ崩せるのか、少しでも崩せるのかどうか、その勝負がやはり出てきます。個別最適化などということは、まさにこういうことと関係してくるので、その辺りを一つ視点にすると、突破口も見えてくるように思います。以上です。</p> <p>教育長と委員の皆さん方のお話を伺っていて、子供たちの育ちの中で一番必要なのは、食う寝る遊ぶだという話を私はいつもするのですが、まさにこの食う寝る遊ぶの基本は、体を動かして、そして楽しいこともして、今、山本委員がおっしゃいましたけども、面白いことを自分で考えて自分で決めるということ、小学校に入ってからではなくて、生まれてからそういう経験をいかにたくさんするかということです。</p> <p>例えば、幼児期に保育園や幼稚園の中で、そういう体験、経験をどれだけたくさんできるかということが、子供たちの育ちにとって非常に必要なもので、そこから小学校という教育の場にどうつないでいくかということが、今後徹底して考えていかなければいけないことです。幼児教育は家庭で、学校教育は学校で、ということではなくて、家庭とあるいはその幼児に携わる保育園や幼稚園の方といかに協力をしながら、そういう課題を共有して積み上げていくかということを考えていく必要があると思います。小学校では遅いということ、様々な環境に適応していくということは人間の特性ですが、コロナの中で子供たちも遊びも少しずつ変わってきているような気もします。</p> <p>ただやはり一番大切なのは、家庭の中でどれだけ幼児にとって安定した環境を作れるか。その幼児の感動や経験を保護者、親とどれだけ共有できるか。今のお話の中にもありましたが、子供たちの自尊感情を強めて前向きに考えていけるような体制を作っていくのかということを改めて思いましたし、これからもそういう形で教育との連携やつながりを、積極的に進めていく必要があるということを考えさせていただきました。</p>
重松教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他にはございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、審議に入ります。</p> <p>議案第3号「西宮市学校給食審議会委員の委嘱の件」を議題とします。</p> <p>学校給食課長、お願いします。</p>

学校給食課長	<p>それでは、議案第3号「西宮市学校給食審議会委員の委嘱の件」につきまして、ご説明いたします。</p> <p>お配りしております議案書をご覧ください。</p> <p>本審議会は、西宮市附属機関条例に基づき、幅広く本市学校給食のあり方や管理運営について、調査及び審議いただく常設の審議会であり、令和2年5月15日付で委嘱しました委員が、今月14日をもって2年間の任期が満了いたします。委員のうち学識経験者、保護者代表の4名につきましては、3月9日の教育委員会会義で可決されております。</p> <p>本日は、議案書裏面の資料において、網掛けしている箇所にある関係行政機関職員について、学校の新たな体制が確定いたしましたので、委員を選出しております。</p> <p>新たな委員は、畑中校長、岡校長、仙坊栄養教諭の3名で、前任委員の任期翌日の5月15日に委員委嘱いたします。</p> <p>任期は、条例に基づき2年とし、5月15日から2年後の令和6年5月14日までとしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第3号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第4号「西宮市学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則制定の件」を議題とします。</p> <p>地域学校協働担当課長、お願いします。</p>
地域学校協働課	<p>議案第4号「西宮市学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則制</p>

担当課長	<p>定の件」について、ご説明いたします。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>令和4年1月12日の教育委員会会議にてご報告しましたとおり、「子供の居場所づくり事業」は、令和4年度から「放課後キッズルーム事業」に名称変更いたしました。</p> <p>しかしながら、「西宮市学校施設の目的外使用に関する規則」の第2条第2項第5号に本事業名の記載があるにも関わらず、同規則の改正ができておりませんでした。</p> <p>よって資料に記載のとおり事業名を改正したいと考えておりますが、ご承認いただきましたら本日付で公布し、令和4年4月1日から適用したいと考えております。</p> <p>遑つての改正となり、誠に申し訳ございません。</p> <p>ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>議案第4号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第5号「西宮市教育委員会事務事業評価アドバイザーの選任の件」を議題とします。</p> <p>教育企画課長、お願いします。</p>
教育企画課長	<p>議案第5号「西宮市教育委員会事務事業評価アドバイザーの選任の件」につきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条では、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を自ら点検・評価し、議会に報告するとともに公表しなければならないこと。また、この点検・評価にあたっては学識経験を</p>

	<p>有する者の知見の活用を図ることとされております。</p> <p>そこで教育委員会事務局では、市で実施しております事務事業評価制度を活用する実施規定を設け、毎年点検・評価を行ってまいりました。</p> <p>本年度の事務事業評価のアドバイザーにつきましては、関西学院大学大学図書館副館長、及び同大学、教育学部教育学研究科、博士課程前期・後期課程教授、並びに放送大学、大学院文化科学研究科修士課程客員教授を務めておられる、佐藤真氏にお願いしたいと考えております。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>佐藤氏は、教育学を専門とする大学教授としての高度な学術知識をお持ちであります。また、教育に関わる学会の理事、審議会委員等を多数歴任しており、豊富な知見と、深い知識に基づく専門的な見地からの分析・アドバイスが期待できると考えております。</p> <p>さらに、令和2年度から、西宮市教育委員会事務事業評価アドバイザーを務めていただいておりますことから、継続性をもった分析も期待できると考えております。</p> <p>以上のことから、佐藤氏が本年度の事務事業評価アドバイザーに適任であると考えております。</p> <p>なお、続きまして4ページに事務事業評価制度を活用する教育委員会実施規定、5ページ以降が参考に昨年度のアドバイザーからいただいた「意見書」を資料として添付しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>議案第5号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第6号「西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件」を議題とし</p>

<p>地域学校協働課 長</p>	<p>ます。 地域学校協働課長、お願いします。</p> <p>議案第6号「西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件」についてご説明いたします。</p> <p>今回、解任の対象となる委員の解任理由は、退職、校務分掌の変更、人事異動及び本人からの申し出によるものです。また、新たに任命する委員の候補者は、学校長からの推薦のあった人となります。</p> <p>解任の対象となる委員の解任日は令和4年5月10日とし、新たに任命する委員の任期は、令和4年5月11日から令和6年3月31日までとなります。</p> <p>資料の3ページ、4ページには、新たに任命する委員の候補一覧を、5ページ、6ページには、解任する委員の一覧をそれぞれ記載しております。</p> <p>7ページ以降は、学校ごとの委員名簿となります。</p> <p>表の網掛け部分が、今回新しく任命する委員の候補となります。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>重松教育長</p>	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第6号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>重松教育長</p>	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>議案第7号「西宮市いじめ防止等対策委員会委員委嘱の件」を議題とします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いします。</p>
<p>学校保健安全課 長</p>	<p>「西宮市いじめ防止等対策委員会委員委嘱の件」につきまして、お手元の資料、議案第7号をご覧ください。</p> <p>西宮市いじめ防止等対策委員会委員である小学校長と中学校長が、小学校長会、及び中学校長会の組織改正のため解嘱となり、新たに1名ずつ小学校長会、及び</p>

重松教育長	<p>中学校長会より推薦を受け、委員をお務めいただくこととなります。</p> <p>このたびの任期は、前任者の残任期間である令和4年5月11日から令和5年1月31日までとなります。</p> <p>委員につきまして、資料の2枚目にございます新旧対照名簿をご覧ください。</p> <p>以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。</p> <p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>議案第7号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>では、これより非公開案件に移ります。</p> <p>一般報告①「児童生徒の状況について」を議題とします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いします。</p> <p>(非公開)</p>
重松教育長	<p>他にはございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>これで終わりたいと思います。</p> <p>以上で予定されていた議題は全て終わりました。</p> <p>では、これをもちまして第2回教育委員会定例会を閉会します。</p> <p>(終了)</p>